

## 川崎市マンション耐震診断に係る予備診断事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市マンション耐震診断に係る予備診断事業実施要綱（23川ま備第549号）第7条の規定に基づき、診断業務に必要な事項を定めるほか、川崎市マンション耐震診断に係る予備診断事業（以下「予備診断事業」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定める。

### (予備診断事業の業務)

第2条 予備診断事業において、診断業務は、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 市長から依頼があったときは、予備診断を受けようとするマンションの管理組合（以下「申請者」という。）と連絡を取り、診断を行うこと。
- (2) 申請者に対し、設計図書や修繕等の管理履歴、目視による劣化状況の確認等を行い、耐震診断（一般診断・精密診断等）の診断方法、診断費用等を算出し、報告及び説明を行うこと。
- (3) 今後の耐震診断等について、申請者に対し、必要な相談窓口及び市の耐震対策に係わる助成制度の案内を行うこと。
- (4) 予備診断を実施する者（以下「診断士」という）は、予備診断実施決定通知が送付された日から45日以内に診断を行うこと。

### (禁止事項)

第3条 診断士は、第2条の業務に関して、市民から報酬を受けてはならない。

### (責務)

第4条 診断士は、第2条に規定する業務を行うとき、良心的かつ誠実に行わなければならない。

### (指示)

第5条 市長は、必要と認める事項が生じたときは、診断士に対し、指示することができる。

### 附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。